

軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付を認める場合における事務取扱要領

(目的)

第1条 平成18年4月1日より指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)の一部改正及び、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)が制定され、要支援1、要支援2及び要介護1認定者(以下「軽度者」という。)で、厚生労働大臣が定める者等(平成12年厚生省告示第23号)に該当しない場合は、特殊寝台及び特殊寝台附属品等の福祉用具貸与費の算定が認められないこととされたところである。

しかし、軽度者の中には厚生労働大臣が定める者に該当しない場合でも、個々の利用者の身体状況等を勘案した際には、在宅での生活を維持することが困難な事例も想定されることから、軽度者の福祉用具貸与サービスの弾力的な運用を図るため、特に利用が必要とされる者の例外給付を認める場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、軽度者で、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

ただし、福祉用具貸与が特に必要となる疾病その他の原因を医師の意見(医学的な所見)に基づき判断され、また、その必要性をサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえている場合に限るものとする。

(1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は

時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイに該当する者

(2) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに

第23号告示第19号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

(3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号のイに該当すると判断できる者

(対象福祉用具貸与品目)

第3条 対象となる福祉用具貸与品目は、次の各号に掲げる品目とする。

- (1) 特殊寝台
- (2) 特殊寝台付属品
- (3) 床ずれ防止用具
- (4) 体位変換器
- (5) 認知症老人徘徊感知機器
- (6) 移動用リフト

(理由書の届出)

第4条 福祉用具貸与の例外給付を受けようとする指定居宅介護（介護予防）支援事業者は、指定（介護予防）福祉用具貸与理由書（第1号様式）に必要書類を添えて、福祉用具貸与開始月の前月末までに市長に届出なければならない。

(理由書の確認)

第5条 市長は、理由書の届出があったときは、対象者及び対象福祉用具貸与品目の確認を行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、報告の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。